

堺市立三国丘中学校後援会規約

第六章 総会

- 第10条 総会は本会の最高議決機関で全会員をもって構成される。
- 第11条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度当初に開催する。臨時総会は役員が必要と認めた時または会員の5分の1以上の要求があった時に、開催する。
- 第12条 次の事項は必ず総会にはからなければならない。
1. 役員承認
 2. 事業計画並びに予算の審議
 3. 監査を得た決算の審議
 4. 規約の改正
 5. その他の重要事項
- 第13条 総会の定足数は会員数の5分の1(委任状を含む)とする。
- 第14条 総会の議決には出席総数の2分の1以上の同意を要する。

第七章 役員会及び幹事会

- 第15条 役員会は次の事項を行う。
1. 総会、幹事会に付議する議案を準備する。
 2. 本会の運営を円滑にし、活動を充実させるため、必要な事項は年度途中で当初予算を補正する。
 3. その他の必要事項。
- 第16条 幹事会は次の事項を行う。
1. 総会に選出する報告書を審議する。
 2. 後援会の事業計画を審議し、事業計画の運営・推進に協力する。
 3. 役員会を補佐する。
 4. その他の必要事項。

第八章 会計

- 第17条 会員及び経費支弁は次の通りとする。
1. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末までとする。
 2. 本会の会費は一口につき月額100円とし原則として毎月納入する。
 3. 本会の経費は会費及び寄付金品をもって充てる。

第九章 規約改正

- 第18条 本会の規約改正は総会に付議し、出席した会員の2分の1以上の同意を必要とする。

第十章 附則

- 第19条 本会の運営については別に細則を定めることができる。

以上

付則 平成2年4月より実施

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

第一章 名称及び事務所

- 第1条 本会は堺市立三国丘中学校後援会と称する。
- 第2条 本会の事務所は堺市立三国丘中学校内に置く。

第二章 目的

- 第3条 本会の目的は次の通りとする。
1. 生徒並びに保護者の体育・文化等の諸活動の援助を行う。
 2. 生徒並びに保護者の情操を豊かにし、人間形成の一助となる活動を企画する。
 3. 本会は営利を目的とせず、自主・独立の団体であって他の団体の干渉を受けない。

第三章 活動

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事項に充分に留意し必要に応じて活動する。
1. 第二章、第3条、2項により企画した活動の援助をする。
 2. 本会の活動はPTAと連携をとり運営する。

第四章 会員

- 第5条 1. 本会の会員になることのできる者は三国丘中学校に在籍する生徒の保護者。並びに在勤する教職員で、この会の目的に賛同する者とする。
2. 会員となるためには、あらかじめ入会申込書を提出しなければならない。

第五章 役員

- 第6条 本会の役員は次の通りとし会員の中から選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 1名
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名
6. 幹事 若干名

- 第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括すると共に総会、役員会、及び幹事会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときには、その職務を代行する。
3. 書記は総会、役員会、幹事会の議事録を作成し、且つ本会の活動状況を記録して必要に応じてこれを役員に通知する。
4. 会計は会計業務を処理し会計報告をする。
5. 幹事は本会の行う活動、行事の企画立案、運営を援助する。
6. 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。

- 第8条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は前年度の役員が新年度の役員候補を推薦し、互選により役員を選出し、総会で承認を受けるものとする。
2. 幹事は会長がこれを委託する。
3. 学校管理職は本会の役員となることはできない。

- 第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

堺市立三国丘中学校後援会規約

第一章 名称及び所在地

- 第1条 本会は堺市立三国丘中学校後援会と称する。
- 第2条 本会の所在地は堺市立三国丘中学校内に置く。
堺市堺区向陵西町3丁6-15

第二章 目的

- 第3条 本会の目的は次の通りとする。
1. 生徒並びに保護者の体育・文化等の諸活動の援助を行う。
 2. 生徒並びに保護者の情操を豊かにし、人間形成の一助となる活動を企画する。
 3. 本会は営利を目的とせず、自主・独立の団体であって他の団体の干渉を受けない。

第三章 活動

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事項に充分に留意し必要に応じて活動する。
1. 第二章、第3条、2項により企画した活動の援助をする。
 2. 本会の活動はPTAと連携をとり運営する。

第四章 会員

- 第5条 1. 本会の会員になることのできる者は三国丘中学校に在籍する生徒の保護者。並びに在勤する教職員で、この会の目的に賛同する者とする。
2. 会員となるためには、あらかじめ入会申込書を提出しなければならない。

第五章 役員

- 第6条 本会の役員は次の通りとし会員の中から選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 1名
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名
6. 幹事 若干名

- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括すると共に総会、役員会、及び幹事会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときには、その職務を代行する。
3. 書記は総会、役員会、幹事会の議事録を作成し、且つ本会の活動状況を記録して必要に応じてこれを役員に通知する。
4. 会計は会計業務を処理し会計報告をする。
5. 幹事は本会の行う活動、行事の企画立案、運営を援助する。
6. 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。

- 第8条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は前年度の役員が新年度の役員候補を推薦し、互選により役員を選出し、総会で承認を受けるものとする。
2. 幹事は会長がこれを委託する。
3. 学校管理職は本会の役員となることはできない。

- 第9条 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。補欠役員は任期は前任者の残存期間とする。

第六章 総会

- 第10条 総会は本会の最高議決機関で全会員をもって構成される。

- 第11条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度当初に開催する。臨時総会は役員が必要と認めた時または会員の5分の1以上の要求があった時に、開催する。

- 第12条 次の事項は必ず総会にはからなければならない。

1. 役員承認
2. 事業計画並びに予算の審議
3. 監査を得た決算の審議
4. 規約の改正
5. その他の重要事項

- 第13条 総会の定足数は会員数の5分の1(委任状を含む)とする。

- 第14条 総会の議決には出席総数の2分の1以上の同意を要する。

第七章 役員会及び幹事会

- 第15条 役員会は次の事項を行う。

1. 総会、幹事会に付議する議案を準備する。
2. 本会の運営を円滑にし、活動を充実させるため、必要な事項は年度途中で当初予算を補正する。
3. その他の必要事項。

- 第16条 幹事会は次の事項を行う。

1. 総会に選出する報告書を審議する。
2. 後援会の事業計画を審議し、事業計画の運営・推進に協力する。
3. 役員会を補佐する。
4. その他の必要事項。

第八章 会計

- 第17条 会員及び経費支弁は次の通りとする。

1. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末までとする。
2. 本会の会費は一口につき月額100円とし原則として毎月納入する。
3. 本会の経費は会費及び寄付金品をもって充てる。

- 第18条 預金通帳は次の通りとする。

1. 預金通帳の名義は「三国丘中学校後援会会費」から「堺市立三国丘中学校後援会」に改める。
2. 預金通帳の代表者は校長とし、校長又は校長が命じた者が管理する。
3. 校長の異動等により名義及び届出印間などの変更を行う場合の手続きは、校長又は校長が命じた者が行う。

第九章 規約改正

- 第19条 本会の規約改正は総会に付議し、出席した会員の2分の1以上の同意を必要とする。

第十章 附則

- 第20条 本会の運営については別に細則を定めることができる。

以上

付則 平成2年4月1日より実施

令和5年9月 一部改正

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。